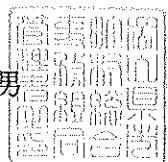




岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 30 年 10 月 24 日

岡山県市町村総合事務組合管理者 山崎 親男



### 岡山県市町村総合事務組合規則第 3 号

#### 岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例施行規則（平成 17 年岡山県市町村総合事務組合規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第51条の次に次の1条を加える。

（審査の申立ての教示）

**第 51 条の 2** 管理者は、条例又は本規則に基づく補償に関する通知をするときは、第 49 条に定めるところにより審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする。

様式第40号を次のように改める。

（様式第 40 号）

#### 地方公務員（非常勤）災害補償 通勤災害補償通知書

年 月 日

殿

岡山県市町村総合事務組合

管理者 団

あなたは、岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の規定により、下記の災害に対する補償を受けることができますので、通知します。

記

1 被災非常勤の  
職員等の氏名.....

2 傷病名.....

3 災害発生年月日.....

4 認定番号..... 年度第..... 号

補 償 の 内 容	
1 あなたが被災非常勤の職員等である場合	
(1) 療養補償	<p>公務上の負傷又は疾病については、右の範囲で療養上相当と認められるものを療養補償として受けすることができます。</p>
(2) 休業補償	<p>公務上の負傷又は疾病の療養のため勤務することができない場合で給与を受けないときは、その期間、補償基礎額の <math>\frac{60}{100}</math> に相当する金額の休業補償を受けることができます。</p>
(3) 傷病補償年金	<p>公務上の負傷又は疾病に係る療養の開始後 1 年 6 か月を経過した日以後において、条例に定められている程度に障害の状態が継続しているときは、その期間、その程度に応じて傷病補償年金を受けることができます。</p> <p>なお、傷病補償年金を受ける場合には休業補償を受けることができません。</p>
(4) 障害補償	<p>公務上の負傷又は疾病が治ったとき、条例に定められている程度の障害が残ったときは、その程度に応じて年金又は一時金の障害補償を受けることができます。</p>
(5) 障害補償年金前払一時金	<p>年金の障害補償を受けることができる場合は、申出により、障害の程度に応じた額の範囲で選択した障害補償年金前払一時金を受けることができます。なお、年金の支給は、一定期間停止されることになります。</p>
(6) 介護補償	<p>傷病補償年金又は年金の障害補償を受けることができる場合で、条例で定める程度の障害により當時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、実際に介護を受けているときは、その期間（病院等に入院している期間を除く。）介護補償を受けることができます。</p>
2 あなたが被災非常勤の職員等以外の者である場合	
(1) 遺族補償	<p>あなたが公務上死亡した非常勤の職員等の遺族であって、非常勤の職員等の死亡の当時、その収入によって生計を維持しており、次の①から⑦までに該当する場合は年金の、他の場合は一時金の遺族補償を受けることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 妻及び 60 歳以上の夫</li> <li>② 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子</li> <li>③ 60 歳以上の父母</li> <li>④ 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫</li> <li>⑤ 60 歳以上の祖父母</li> <li>⑥ 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるか又は 60 歳以上の兄弟姉妹</li> <li>⑦ 55 歳以上 60 歳未満の夫、父母、祖父母、兄弟姉妹</li> </ul>

ただし、非常勤の職員等の死亡の当時、条例で定める障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、年齢に関係なく年金を受けることができます。
遺族補償年金を受ける順位は、上記①から⑦までの番号のとおりであり、⑦に掲げる者にあっては、夫、父母、祖父母、兄弟姉妹の順序となります。遺族補償年金は上記の順序による最先順位者（遺族補償年金を受ける権利を有する者）に対して支給されます。ただし、⑦に掲げる者は、60 歳に達するまでの間は、遺族補償年金の支給が停止されます。
(2) 遺族補償年金前払一時金
あなたが、(1)により遺族補償年金を受ける権利を有する場合には、申出により、一定の額の範囲で選択した遺族補償年金前払一時金を受けることができます。なお、遺族補償年金の支給は、一定期間停止されることになります。
(3) 葬祭補償
あなたが公務上死亡した非常勤の職員等の葬祭を行う者である場合は、通常葬祭に要する費用を考慮して条例で定める金額の葬祭補償を受けることができます。
(4) 障害補償年金差額一時金
あなたが障害補償年金の受給権者の遺族であって、死亡した受給権者に支給された障害補償年金及び障害補償年金前払一時金の合計額が条例に定める障害の程度に応じた額に満たないときは、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を受けることができます。

(5) 未支給の補償

あなたが補償の受給権者の遺族であって、死亡した受給権者に支給されるべき補償でまだ支給されなかった分がある場合は、その未支給分の補償を受けることができます。

[注意事項]

- 1 あなたは、上記の事由に該当したときは、それぞれの事由に応する補償が受けられますので、速やかに請求書を提出してください。ただし、条例の規定により制限を受ける場合もありますので、被災非常勤の職員等の所属機関とよく連絡をとって、その指示を受けてください。
- 2 補償を受ける権利は、これを行使することができる時から2年間（傷病補償年金、障害補償及び遺族補償については、5年間）行使しないときは時効によって消滅します。
- 3 組合の行う補償の実施について不服がある場合には、条例施行規則に定める手続きに従って、公務災害補償等審査会に対して審査を申し立てることができます。
- 4 その他詳細については、被災非常勤の職員等の所属機関に問い合わせてください。

様式第41号を次のように改める。

(様式第41号)

地方公務員（非常勤）災害補償  
通勤災害補償通知書

年 月 日

.....殿

岡山県市町村総合事務組合

管理者.....印

あなたは、岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の規定により、下記の災害に対する補償を受けることができますので、通知します。

記

1 被災非常勤の  
職員等の氏名.....

2 傷病名.....

3 災害発生年月日.....

4 認定番号..... 年度第.....号

補 償 の 内 容	
1 あなたが被災非常勤の職員等である場合	
(1) 療養補償	<p>公務上の負傷又は疾病については、右の範囲で療養上相当と認められるものを療養補償として受けることができます。</p>
(2) 休業補償	<p>公務上の負傷又は疾病的療養のため勤務することができない場合で給与を受けないときは、その期間、補償基礎額の <math>\frac{60}{100}</math> に相当する金額の休業補償を受けることができます。</p>
(3) 術病補償年金	<p>公務上の負傷又は疾病に係る療養の開始後 1 年 6 か月を経過した日以後において、条例に定められている程度に障害の状態が継続しているときは、その期間、その程度に応じて傷病補償年金を受けることができます。</p> <p>なお、傷病補償年金を受ける場合には休業補償を受けることができません。</p>
(4) 障害補償	<p>公務上の負傷又は疾病が治ったとき、条例に定められている程度の障害が残ったときは、その程度に応じて年金又は一時金の障害補償を受けることができます。</p>
(5) 障害補償年金前払一時金	<p>年金の障害補償を受けることができる場合は、申出により、障害の程度に応じた額の範囲で選択した障害補償年金前払一時金を受けることができます。なお、年金の支給は、一定期間停止されることになります。</p>
(6) 介護補償	<p>傷病補償年金又は年金の障害補償を受けることができる場合で、条例で定める程度の障害により當時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、実際に介護を受けているときは、その期間（病院等に入院している期間を除く。）介護補償を受けることができます。</p>
2 あなたが被災非常勤の職員等以外の者である場合	
(1) 遺族補償	<p>あなたが公務上死亡した非常勤の職員等の遺族であって、非常勤の職員等の死亡の当時、その収入によって生計を維持しており、次の①から⑦までに該当する場合は年金の、その他の場合は一時金の遺族補償を受けることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 妻及び 60 歳以上の夫</li> <li>② 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子</li> <li>③ 60 歳以上の父母</li> <li>④ 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫</li> <li>⑤ 60 歳以上の祖父母</li> <li>⑥ 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるか又は 60 歳以上の兄弟姉妹</li> <li>⑦ 55 歳以上 60 歳未満の夫、父母、祖父母、兄弟姉妹</li> </ul>

ただし、非常勤の職員等の死亡の当時、条例で定める障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、年齢に関係なく年金を受けることができます。
遺族補償年金を受ける順位は、上記①から⑦までの番号のとおりであり、⑦に掲げる者にあつては、夫、父母、祖父母、兄弟姉妹の順序となります。遺族補償年金は上記の順序による最先順位者（遺族補償年金を受ける権利を有する者）に対して支給されます。ただし、⑦に掲げる者は、60 歳に達するまでの間は、遺族補償年金の支給が停止されます。
(2) 遺族補償年金前払一時金
あなたが、(1)により遺族補償年金を受ける権利を有する場合には、申出により、一定の額の範囲で選択した遺族補償年金前払一時金を受けることができます。なお、遺族補償年金の支給は、一定期間停止されることになります。
(3) 葬祭補償
あなたが公務上死亡した非常勤の職員等の葬祭を行う者である場合は、通常葬祭に要する費用を考慮して条例で定める金額の葬祭補償を受けることができます。
(4) 障害補償年金差額一時金
あなたが障害補償年金の受給権者の遺族であって、死亡した受給権者に支給された障害補償年金及び障害補償年金前払一時金の合計額が条例で定める障害の程度に応じた額に満たないときは、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を受けることができます。
(5) 未支給の補償
あなたが補償の受給権者の遺族であって、死亡した受給権者に支給されるべき補償でまだ支給されなかつた分がある場合は、その未支給分の補償を受けることができます。

#### 〔注意事項〕

- あなたは、上記の事由に該当したときは、それぞれの事由に応ずる補償が受けられますので、速やかに請求書を提出してください。ただし、条例の規定により制限を受ける場合もありますので、被災非常勤の職員等の所属機関とよく連絡をとって、その指示を受けてください。

- 2 補償を受ける権利は、これを行使することができる時から2年間（傷病補償年金、障害補償及び遺族補償については、5年間）行使しないときは時効によって消滅します。
- 3 組合の行う補償の実施について不服がある場合には、条例施行規則に定める手続きに従って、公務災害補償等審査会に対して審査を申し立てることができます。
- 4 その他詳細については、被災非常勤の職員等の所属機関に問い合わせてください。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第40号及び様式第41号の注意事項2に係る規定は、平成32年4月1日から施行する。

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(審査の申立ての教示)</p> <p><b>第51条の2 管理者は、条例又は本規則に基づく補償に関する通知をするときは、第49条に定めるところにより審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする。</b></p>	<p>(新設)</p>
<p>(様式第40号) 地方公務員（非常勤）災害補償 公務災害補償通知書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 100%; height: 150px; position: relative;"> <div style="position: absolute; top: 0; left: 0; width: 100%; height: 100%; background-color: white;"></div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">年月日</div> <p>氏名 岡山県市町村総合事務組合 管理者</p> <p>あなたは、岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の規定により、下記の災害に対する補償を受けることができますので、通知します。</p> <p>記</p> <p>1 放火非常勤の職員等の氏名</p> <p>2 傷病名</p> <p>3 災害発生年月日</p> <p>4 認定番号 年度第 号</p> </div>	<p>(様式第40号) 地方公務員（非常勤）災害補償 公務災害補償通知書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 100%; height: 150px; position: relative;"> <div style="position: absolute; top: 0; left: 0; width: 100%; height: 100%; background-color: white;"></div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">年月日</div> <p>氏名 岡山県市町村総合事務組合 管理者</p> <p>あなたは、岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の規定により、下記の災害に対する補償を受けることができますので、通知します。</p> <p>記</p> <p>1 放火非常勤の職員等の氏名</p> <p>2 傷病名</p> <p>3 災害発生年月日</p> <p>4 認定番号 年度第 号</p> </div>
<p><b>補 償 の 内 容</b></p> <p>1 あなたが被災非常勤の職員等である場合 (1) 災害補償 公務上の負傷又は疾病について、右の範囲で療養上相当と認められるものを被災補償として受けることができます。 (2) 休業補償 公務上の負傷又は疾病の療養のため勤務することができない場合は、その期間、補償基準額の<math>\frac{1}{100}</math>に相当する金額の休業補償を受けることができます。 (3) 傷害補償年金 公務上の負傷又は疾病による療養の開始後1年6ヶ月を経過した日以後において、条例に定められている程度に障害の状態が維持しているときは、その期間、その程度に応じて傷害補償年金を受けることができます。 なお、傷害補償年金を受ける場合には休業補償を受けることができません。 (4) 介護補償 公務上の負傷又は疾病が治ったとき、実際に定められている程度の障害が残ったときは、その程度に応じて年金又は一時金の障害補償を受けることができます。 (5) 障害補償年金前払一時金 年金の障害補償を受けることができる場合は、申請により、障害の程度に応じた額の範囲で選択した障害補償年金前払一時金を受けることができます。なお、年金の支給は、一定期間停止されることになります。 (6) 分担補償 傷病補償年金又は年金の障害補償を受けることができる場合で、条例で定める程度の障害により常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、実際に介護を受けているときは、その期間（病院等に入院している期間を除く。）介護補償を受けることができます。</p> <p>2 あなたが被災非常勤の職員等以外の者である場合 (1) 遺族補償 あなたが公務上死亡した非常勤の職員等の遺族であって、非常勤の職員等の死亡の当時、その収入によって生計を维持しており、次の①から⑦までに該当する場合は年金の、その他の場合は一時金の遺族補償を受けることができます。 ① 妻及び60歳以上の夫 ② 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 ③ 60歳以上の父母 ④ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は60歳以上の兄弟姉妹 ⑤ 55歳以上60歳未満の夫、父母、祖父母、兄弟姉妹</p>	<p><b>補 償 の 内 容</b></p> <p>1 あなたが被災非常勤の職員等である場合 (1) 災害補償 公務上の負傷又は疾病について、右の範囲で療養上相当と認められるものを被災補償として受けることができます。 (2) 休業補償 公務上の負傷又は疾病の療養のため勤務することができない場合は、その期間、補償基準額の<math>\frac{1}{100}</math>に相当する金額の休業補償を受けることができます。 (3) 傷害補償年金 公務上の負傷又は疾病による療養の開始後1年6ヶ月を経過した日以後において、条例に定められている程度に障害の状態が維持しているときは、その期間、その程度に応じて傷害補償年金を受けることができます。 なお、傷害補償年金を受ける場合には休業補償を受けることができません。 (4) 介護補償 公務上の負傷又は疾病が治ったとき、実際に定められている程度の障害が残ったときは、その程度に応じて年金又は一時金の障害補償を受けることができます。 (5) 障害補償年金前払一時金 年金の障害補償を受けることができる場合は、申請により、障害の程度に応じた額の範囲で選択した障害補償年金前払一時金を受けることができます。なお、年金の支給は、一定期間停止されることになります。 (6) 介護補償 傷病補償年金又は年金の障害補償を受けることができる場合で、条例で定める程度の障害により常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、実際に介護を受けているときは、その期間（病院等に入院している期間を除く。）介護補償を受けることができます。</p> <p>2 あなたが被災非常勤の職員等以外の者である場合 (1) 遺族補償 あなたが公務上死亡した非常勤の職員等の遺族であって、非常勤の職員等の死亡の当時、その収入によって生計を維持しており、次の①から⑦までに該当する場合は年金の、その他の場合は一時金の遺族補償を受けることができます。 ① 妻及び60歳以上の夫 ② 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 ③ 60歳以上の父母 ④ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は60歳以上の兄弟姉妹 ⑤ 55歳以上60歳未満の夫、父母、祖父母、兄弟姉妹</p>

ただし、非常勤の職員等の死亡の当時、条例で定める障害の状態にある夫、妻、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹等は、年齢に則りなく年金を受けることができます。(②)に掲げる者にあっては、夫、父、母、祖父母、兄弟姉妹の順位となります。遺族補償年金は上記の順位による最初順位者(遺族補償年金を受ける権利を有する者)に対して支給されます。ただし、⑦に掲げる者は、60歳に達するまでの間は、遺族補償年金の支給が停止されます。

(2) 遺族補償年金前払一時金

あなたが、(1)により遺族補償年金を受ける権利を有する場合には、申出により、一定の額の範囲で選択した遺族補償年金前払一時金を受けることができます。なお、遺族補償年金の支給は、一定期間停止されることになります。

(3) 葬祭旅費

あなたが公務上死亡した非常勤の職員等の葬祭を行なう場合は、通常葬祭に要する費用を考慮して条例で定める金額の葬祭旅費を受けることができます。

(4) 障害補償年金差額一時金

あなたが障害補償年金の受給権者の遺族であって、死亡した受給権者に支給された障害補償年金及び障害補償年金前払一時金の合計額が条例に定める障害の程度に応じた額に満たないときは、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を受けることができます。

(5) 未支給の補償

あなたが補償の受給権者の遺族であって、死亡した受給権者に支給されるべき補償でまだ支給されなかった分がある場合は、その未支給分の補償を受けることができます。

(注意事項)

- あなたは、上記の事由に該当したときは、それぞれの事由に応じる補償が受けられますので、速やかに請求書を提出してください。ただし、条例の規定により制限を受ける場合もありますので、被災非常勤の職員等の所属機関とよく連絡をとって、その指示を受けてください。
- 補償を受ける権利は、これを行使することができる時から2年間(傷病補償年金、障害補償及び遺族補償については、5年間)行使しないときは失効によって消滅します。
- 組合の行う補償の実施について不服がある場合には、条例施行規則に定める手続きに従って、公務災害補償等審査会に対して審査を申し立てることができます。
- その他詳細については、被災非常勤の職員等の所属機関に問い合わせてください。

ただし、非常勤の職員等の死亡の当時、条例で定める障害の状態にある夫、妻、父、母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、年齢に關係なく年金を受けることができます。(②)に掲げる者にあっては、夫、父、母、祖父母、兄弟姉妹の順位となります。遺族補償年金は上記の順位による最初順位者(遺族補償年金を受ける権利を有する者)に対して支給されます。ただし、⑦に掲げる者は、60歳に達するまでの間は、遺族補償年金の支給が停止されます。

なお、①、③、⑥及び⑦の「60歳以上」とある部分は、下の表の「非常勤の職員等の死亡した日」の欄に応じて、(ア)の欄に掲げるとおりとなります。

また、⑨の「65歳以上 60歳未満」とある部分は、下の表の「非常勤の職員等の死亡した日」の欄に応じて、(イ)の欄に掲げるとおりとなり、(ウ)の欄に掲げる年齢に達するまでの間、遺族補償年金の支給が停止されます。

非常勤の職員等の死亡した日	(ア)	(イ)	(ウ)
昭和60年9月30日まで	55歳以上		
昭和61年10月1日から昭和62年9月30日まで	60歳以上	55歳	60歳
昭和62年10月1日から昭和63年9月30日まで	65歳以上	55歳以上 57歳未満	67歳
昭和63年10月1日から平成元年9月30日まで	68歳以上	55歳以上 58歳未満	68歳
平成元年10月1日から平成2年9月30日まで	59歳以上	55歳以上 60歳未満	69歳

(2) 遺族補償年金前払一時金

あなたが、(1)により遺族補償年金を受ける権利を有する場合には、申出により、一定の額の範囲で選択した遺族補償年金前払一時金を受けることができます。なお、遺族補償年金の支給は、一定期間停止することになります。

(3) 葬祭旅費

あなたが公務上死亡した非常勤の職員等の葬祭を行なう場合は、通常葬祭に要する費用を考慮して条例で定める金額の葬祭旅費を受けることができます。

(4) 障害補償年金差額一時金

あなたが障害補償年金の受給権者の遺族であって、死亡した受給権者に支給された障害補償年金及び障害補償年金前払一時金の合計額が条例に定める障害の程度に応じた額に満たないときは、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を受けることができます。

(5) 未支給の補償

あなたが補償の受給権者の遺族であって、死亡した受給権者に支給されるべき補償でまだ支給されなかった分がある場合は、その未支給分の補償を受けることができます。

(注意事項)

- あなたは、上記の事由に該当したときは、それぞれの事由に応じる補償が受けられますので、速やかに請求書を提出してください。ただし、条例の規定により制限を受ける場合もありますので、被災非常勤の職員等の所属機関とよく連絡をとって、その指示を受けてください。
- 補償を受ける権利は、これを行使することができる時から2年間(傷病補償年金、障害補償及び遺族補償については、5年間)行使しないときは失効によって消滅します。
- 組合の行う補償の実施について不服がある場合には、条例施行規則に定める手続きに従って、公務災害補償等審査会に対して審査を申し立てることができます。
- その他詳細については、被災非常勤の職員等の所属機関に問い合わせてください。

(様式第41号)

地方公務員(非常勤)災害補償  
通勤災害補償通知書

年 月 日	
般	
岡山県市町村総合事務組合	
管理者.....印	
あなたは、岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の規定により、下記の災害に対する補償を受けることができますので、通知します。	
記	
1 損災非常勤の職員等の氏名.....	
2 傷 病 名.....	
3 灾害発生年月日.....	
4 認 定番 号..... 年度第..... 号	

(様式第41号)

地方公務員(非常勤)災害補償  
通勤災害補償通知書

年 月 日	
般	
岡山県市町村総合事務組合	
管理者.....印	
あなたは、岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の規定により、下記の災害に対する補償を受けることができますので、通知します。	
記	
1 損災非常勤の職員等の氏名.....	
2 傷 病 名.....	
3 灾害発生年月日.....	
4 認 定番 号..... 年度第..... 号	

補 償 の 内 容		補 償 の 内 容																											
<p>1 あなたが被災非常勤の職員等である場合</p> <p>(1) 療養補償</p> <p>公務上の負傷又は疾病については、右の範囲で療養上相当と認められるものを療養補償として受けすることができます。</p> <p>(2) 休業補償</p> <p>公務上の負傷又は疾患の療養のため筋疲労することができない場合で給与を受けないときは、その期間、補償基準額の <math>\frac{60}{100}</math> に相当する金額の休業補償を受けることができます。</p> <p>(3) 傷病補償年金</p> <p>公務上の負傷又は疾患に係る療養の開始後 1 年 6 か月を経過した日以後において、条例に定められている程度に障害の状態が緩和しているときは、その期間、その程度に応じて傷病補償年金を受けることができます。</p> <p>なお、傷病補償年金を受ける場合には休業補償を受けることができません。</p> <p>(4) 障害補償</p> <p>公務上の負傷又は疾患が治ったとき、条例に定められている程度の障害が残ったときは、その程度に応じて年金又は一時金の障害補償を受けることができます。</p> <p>(5) 障害補償年金前払一時金</p> <p>年金の障害補償を受けられる場合は、申出により、障害の程度に応じた額の範囲で選択した障害補償年金前払一時金を受けることができます。なお、年金の支給は、一定期間停止されますことになります。</p> <p>(6) 介護補償</p> <p>傷病補償年金又は年金の障害補償を受けることができる場合で、条例で定める程度の障害により日常生活又は随時介護を要する状態にあり、かつ、実際に介護を受けているときは、その期間（病院等に入院している期間を除く。）介護補償を受けることができます。</p> <p>2 あなたが被災非常勤の職員等以外の者である場合</p> <p>(1) 遺族補償</p> <p>あなたが公務上死亡した非常勤の職員等の遺族であって、非常勤の職員等の死亡の当時、その収入によって生活を維持しており、次の①から⑦までの間に該当する場合は年金の、その他の場合は一時金の遺族補償を受けることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 妻及び 60 歳以上の夫</li> <li>② 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子</li> <li>③ 60 歳以上の父母</li> <li>④ 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫</li> <li>⑤ 60 歳以上の祖父母</li> <li>⑥ 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるか又は 60 歳以上の兄弟姉妹</li> <li>⑦ 55 歳以上 60 歳未満の夫、父母、祖父母、兄弟姉妹</li> </ul>	<p>ブ 診療 薬剤又は治療材料の支給 ウ 処置、手術その他の治療 エ 居宅における療養上の管 理及びその医療に伴う世話 その他の看護 オ 病院又は診療所への入院 及早その療養に伴う世話を その他看護</p> <p>カ 移送</p>	<p>ア 院食 イ 施設又は治療材料の支給 ウ 手術その他の治療 エ 居宅における療養上の管 理及びその医療に伴う世話 その他の看護 オ 病院又は診療所への入院 及早その療養に伴う世話不 の他の看護</p> <p>カ 移送</p>	<p>1 あなたが被災非常勤の職員等である場合</p> <p>(1) 遺族補償</p> <p>公務上の負傷又は疾患については、右の範囲で療養上相当と認められるものを療養補償として受けることができます。</p> <p>(2) 休業補償</p> <p>公務上の負傷又は疾患の療養のため筋疲労することができない場合で給与を受けないときは、その期間、補償基準額の <math>\frac{60}{100}</math> に相当する金額の休業補償を受けることができます。</p> <p>(3) 傷病補償年金</p> <p>公務上の負傷又は疾患に係る療養の開始後 1 年 6 か月を経過した日以後において、条例に定められている程度に障害の状態が緩和しているときは、その期間、その程度に応じて傷病補償年金を受けることができます。</p> <p>なお、傷病補償年金を受ける場合には休業補償を受けることができません。</p> <p>(4) 障害補償</p> <p>公務上の負傷又は疾患が治ったとき、条例に定められている程度の障害が残ったときは、その程度に応じて年金又は一時金の障害補償を受けることができます。</p> <p>(5) 障害補償年金前払一時金</p> <p>年金の障害補償を受けることができる場合は、申出により、障害の程度に応じた額の範囲で選択した障害補償年金前払一時金を受けることができます。なお、年金の支給は、一定期間停止されますことになります。</p> <p>(6) 介護補償</p> <p>傷病補償年金又は年金の障害補償を受けることができる場合で、条例で定める程度の障害により日常生活又は随時介護を要する状態にあり、かつ、実際に介護を受けているときは、その期間（病院等に入院している期間を除く。）介護補償を受けることができます。</p> <p>2 あなたが被災非常勤の職員等以外の者である場合</p> <p>(1) 遺族補償</p> <p>あなたが公務上死亡した非常勤の職員等の遺族であって、非常勤の職員等の死亡の当時、その収入によって生活を維持しており、次の①から⑦までに該当する場合は年金の、その他の場合は一時金の遺族補償を受けることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 妻及び 60 歳以上の夫</li> <li>② 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子</li> <li>③ 60 歳以上の父母</li> <li>④ 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫</li> <li>⑤ 60 歳以上の祖父母</li> <li>⑥ 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるか又は 60 歳以上の兄弟姉妹</li> <li>⑦ 55 歳以上 60 歳未満の夫、父母、祖父母、兄弟姉妹</li> </ul>	<p>ただし、非常勤の職員等の死亡の当時、条例で定める障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、年齢に關係なく年金を受けることができます。</p> <p>遺族補償年金を受ける順位は、上記①から⑦までの番号のとおりであり、⑦に掲げる者にあつては、夫、父母、祖父母、兄弟姉妹の順位となります。遺族補償年金は上記の順序による最先順位者（遺族補償年金を受ける権利を有する者）に対して支給されます。ただし、⑦に掲げる者は、60 歳に達するまでの間は、遺族補償年金の支給が停止されます。</p> <p>(2) 遺族補償年金前払一時金</p> <p>あなたが、(1)により遺族補償年金を受ける権利を有する場合には、申出により、一定の額の範囲で選択した遺族補償年金前払一時金を受けることができます。なお、遺族補償年金の支給は、一定期間停止されることになります。</p> <p>(3) 葬祭補償</p> <p>あなたが公務上死亡した非常勤の職員等の葬祭を行なう者は、通常葬祭に要する費用を考慮して条例で定める金額の葬祭補償を受けることができます。</p> <p>(4) 障害補償年金差額一時金</p> <p>あなたが障害補償年金の受給権者の遺族であって、死亡した受給権者に支給された障害補償年金及び障害補償年金前払一時金の合計額が条例で定める障害の程度に応じた額に満たないときは、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を受けることができます。</p> <p>(5) 未支給の補償</p> <p>あなたが補償の受給権者の遺族であって、死亡した受給権者に支給されるべき補償でまだ支給されなかつた分がある場合は、その未支給分の補償を受けることができます。</p> <p>(注意事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>あなたは、上記の事由に該当したときは、それぞれの事由に応ずる補償が受けられますので、速やかに請求書を提出してください。ただし、条例の規定により制限を受ける場合はありますので、被災非常勤の職員等の所属機関とよく連絡をとって、その指示を受けてください。</li> <li>補償を受ける権利は、これを行使することができる年から 2 年間（傷病補償年金、障害補償及び遺族補償については、5 年間）行使しないときは時効によって消滅します。</li> <li>組合の行う補償の実施について不服がある場合には、条例施行規則に定める手続きに従って、公務災害補償等審査会に対して審査を申し立てることができます。</li> <li>その他詳細については、被災非常勤の職員等の所属機関に問い合わせてください。</li> </ol>	<p>ただし、非常勤の職員等の死亡の当時、条例で定める障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、年齢に關係なく年金を受けることができます。</p> <p>遺族補償年金を受ける順位は、上記①から⑦までの番号のとおりであり、⑦に掲げる者にあつては、夫、父母、祖父母、兄弟姉妹の順位となります。遺族補償年金は上記の順序による最先順位者（遺族補償年金を受ける権利を有する者）に対して支給されます。ただし、⑦に掲げる者は、60 歳に達するまでの間は、遺族補償年金の支給が停止されます。</p> <p>なお、①、③、⑤及び⑦の「60 歳以上」とある部分は、下の表の「非常勤の職員等の死亡した日」の欄の区分に応じて、(ア) の欄に指すとおりとなります。</p> <p>また、⑨の「60 歳以上 60 歳未満」とある部分は、下の表の「非常勤の職員等の死亡した日」の欄の区分に応じて、(イ) の欄に指すとおりとなり、(ウ) の欄に指す年齢に達するまでの間、遺族補償年金の支給が停止されます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>非常勤の職員等の死亡した日</th> <th>(ア)</th> <th>(イ)</th> <th>(ウ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和 61 年 9 月 30 日まで</td> <td>55 歳以上</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>昭和 61 年 10 月 1 日から昭和 62 年 9 月 30 日まで</td> <td>50 歳以上</td> <td>55 歳</td> <td>60 歳</td> </tr> <tr> <td>昭和 62 年 10 月 1 日から昭和 63 年 9 月 30 日まで</td> <td>57 歳以上</td> <td>55 歳以上 57 歳未満</td> <td>57 歳</td> </tr> <tr> <td>昭和 63 年 10 月 1 日から平成元年 9 月 30 日まで</td> <td>58 歳以上</td> <td>55 歳以上 58 歳未満</td> <td>58 歳</td> </tr> <tr> <td>平成元年 10 月 1 日から平成 2 年 9 月 30 日まで</td> <td>59 歳以上</td> <td>55 歳以上 59 歳未満</td> <td>59 歳</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 遺族補償年金前払一時金</p> <p>あなたが、(1)により遺族補償年金を受ける権利を有する場合には、申出により、一定の額の範囲で選択した遺族補償年金前払一時金を受けることができます。なお、遺族補償年金の支給は、一定期間停止されることになります。</p> <p>(3) 葯祭補償</p> <p>あなたが公務上死亡した非常勤の職員等の葬祭を行なう者は、通常葬祭に要する費用を考慮して条例で定める金額の葬祭補償を受けることができます。</p> <p>(4) 障害補償年金差額一時金</p> <p>あなたが障害補償年金の受給権者の遺族であって、死亡した受給権者に支給された障害補償年金及び障害補償年金前払一時金の合計額が条例で定める障害の程度に応じた額に満たないときは、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を受けることができます。</p> <p>(5) 未支給の補償</p> <p>あなたが補償の受給権者の遺族であって、死亡した受給権者に支給されるべき補償でまだ支給されなかつた分がある場合は、その未支給分の補償を受けることができます。</p> <p>(注意事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>あなたは、上記の事由に該当したときは、それぞれの事由に応ずる補償が受けられますので、速やかに請求書を提出してください。ただし、条例の規定により制限を受ける場合はありますので、被災非常勤の職員等の所属機関とよく連絡をとって、その指示を受けてください。</li> <li>補償を受ける権利は 2 年間（傷病補償年金、障害補償及び遺族補償については、5 年間）行使しないときは時効によって消滅します。</li> <li>組合の行う補償の実施について不服がある場合には、条例施行規則に定める手続きに従って、公務災害補償等審査会に対して審査を申し立てることができます。</li> <li>その他詳細については、被災非常勤の職員等の所属機関に問い合わせてください。</li> </ol>	非常勤の職員等の死亡した日	(ア)	(イ)	(ウ)	昭和 61 年 9 月 30 日まで	55 歳以上			昭和 61 年 10 月 1 日から昭和 62 年 9 月 30 日まで	50 歳以上	55 歳	60 歳	昭和 62 年 10 月 1 日から昭和 63 年 9 月 30 日まで	57 歳以上	55 歳以上 57 歳未満	57 歳	昭和 63 年 10 月 1 日から平成元年 9 月 30 日まで	58 歳以上	55 歳以上 58 歳未満	58 歳	平成元年 10 月 1 日から平成 2 年 9 月 30 日まで	59 歳以上	55 歳以上 59 歳未満	59 歳
非常勤の職員等の死亡した日	(ア)	(イ)	(ウ)																										
昭和 61 年 9 月 30 日まで	55 歳以上																												
昭和 61 年 10 月 1 日から昭和 62 年 9 月 30 日まで	50 歳以上	55 歳	60 歳																										
昭和 62 年 10 月 1 日から昭和 63 年 9 月 30 日まで	57 歳以上	55 歳以上 57 歳未満	57 歳																										
昭和 63 年 10 月 1 日から平成元年 9 月 30 日まで	58 歳以上	55 歳以上 58 歳未満	58 歳																										
平成元年 10 月 1 日から平成 2 年 9 月 30 日まで	59 歳以上	55 歳以上 59 歳未満	59 歳																										